

# 3 中小企業を応援します！

商工まちおこし課 Tel 435-1233

## ●中小企業融資制度

**対象** ①融資申込時において、市内で事業を行っている（一部起業家支援資金を除く）。②市民または市内に事業所を有する法人である。③和歌山県信用保証協会の保証対象業種である（対象外：農業・林業（一部除く）・漁業・金融業・保険業（一部除く）・サービス業の一部など）。④必要な許認可および登録を受けている（一部起業家支援資金を除く）。⑤市税を完納している。⑥各融資条件を満たしている。  
※金融機関、和歌山県信用保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。

### 【平成26年度 中小企業融資制度一覧表】

制度名	融資対象	貸付限度	資金用途	貸付期間	利率（年）	保証料
セーフティネット資金（保証協会付）	中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づく特定中小企業者として、市長の認定を受けた方	3,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金（※1）	7年以内 （据置1年以内可）	1.1%以内	第1～6号:0.90% （責任共有対象外） 第7,8号:0.80% （責任共有対象）
普通事業資金（保証協会付）	一般 中小企業者	8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金（※2）	運転資金・返済資金 5年以内 （有担保7年以内） 設備資金7年以内 （有担保10年以内）	1.9%以内	0.45～1.90% （責任共有対象）
	ものづくり 製造業を営んでいる中小企業者					0.45～1.90% （責任共有対象） 保証料初年度1年分を市が補助
小口応援資金（保証協会付）	一般 小規模企業者（従業員20人以下、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）	1,250万円以内 （保証協会の保証付融資残高も含む）	運転資金 設備資金 返済資金（※3）	7年以内 （据置1年以内可）	1.0%以内	0.50～2.20% （責任共有対象外）
	ものづくり 製造業を営んでいる小規模企業者（従業員20人以下）					0.50～2.20% （責任共有対象外） 保証料初年度1年分を市が補助
起業家支援資金（保証協会付）	一般 ①事業を営んでいない個人で1か月以内に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ③事業を開始してから2年未満の個人 ④設立から2年未満の会社	1,000万円以内 （①②の方は自己資産相当額以内）	運転資金 設備資金	運転資金5年以内 （据置1年以内可） 設備資金7年以内 （据置1年以内可）	一般 1.0%以内 当初3年間 市が1/2補助  ふるさと 1.0%以内 当初3年間 市が全額補助	1.00% （責任共有対象外）
	ふるさと起業 上記①～④のいずれかの条件を満たし、融資申込時点で市内に転入後3年未満であり、転入直前に市外での住民登録期間が1年以上の方					
経営力強化資金（保証協会付）	融資申込時において、和歌山市中小企業融資制度の借入金を返済しようとする方で、金融機関および国の認定を受けた専門家の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う方	8,000万円以内	返済資金 運転資金	返済資金10年以内 （据置1年以内可） 運転資金5年以内 （据置1年以内可） 返済資金を含む場合は10年以内	責任共有 2.0%以内  責任共有 対象外 1.8%以内	責任共有 0.45～1.75%  責任共有対象外 0.50～2.00%
セーフティネット対象外資金（保証協会付）	最近3か月の平均売上高または平均売上総利益が、過去3か年のいずれかの同期に比べて5%以上減少している方	3,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金5年以内 設備資金7年以内	1.4%以内	0.45～1.90% （責任共有の場合）

（※1）融資申込時において、和歌山市緊急経営対策資金、景気対応緊急資金、またはセーフティネット資金に係る借入金残高があり、それらの借入金を返済しようとする方に限る。（※2）融資申込時において、和歌山市普通事業資金に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る。（※3）融資申込時において、和歌山市小口応援資金（旧：小口零細企業支援資金を含む）に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る。

●融資申込先：三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・みずほ銀行・南都銀行・池田泉州銀行・紀陽銀行・第三銀行・関西アーバン銀行・きのくに信用金庫・商工組合中央金庫・和歌山県信用農業協同組合連合会

## ●販路開拓支援事業

県外の見本市・展示会出品に係る経費の一部を補助します。

**対象** 市内に主たる事業所を有し、市税を完納している中小企業者 ※平成25年度に補助を受けた者は除く。

**補助金額** 対象経費の2分の1以内（上限20万円）

**申込** 随時（見本市等の開催30日前まで）

**申込先** 商工まちおこし課

## ●小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給

マル経融資制度（無担保・無保証人）における、利子の一部を補助します。申込要件などの詳細はお問い合わせください。

**交付額** 利息分の年利1.0%相当額

**交付期間** 最初の返済日から起算して3年間

**申込** 和歌山商工会議所で受付 ※予算額に達し次第締切

**問合せ先** 和歌山商工会議所Tel 422-1111、商工まちおこし課

# 1 風しん抗体検査費用の助成が始まりました

保健対策課 Tel 488-5118

抗体検査でご自身に免疫があるかどうかを確認し、抗体が低い方（※）は予防接種で赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防しましょう。

※HI法16倍以下、EIA法8.0未満の方

## ●風しん抗体検査費用の助成

**実施期間** 4月1日～平成27年3月31日

**対象** 市内に住民票のある、次の①～③に該当する方

①16歳以上50歳未満の妊娠を希望している女性

②妊娠を希望している女性の配偶者等

③抗体検査の結果が低抗体である妊婦の配偶者等

❖②③は事実上婚姻関係にある方を含む。

❖明らかに風しんにかかった方、過去に抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方（平成25年度に接種した方など）は除く。

**費用** 無料 ※助成回数1回

**受診方法** ①の方は実施医療機関に予約のうえ、健康保険証または運転免許証を持参。②③の方は保健所での事前手続きが必要。

対象：麻しん風しん混合ワクチン(MR)

## ●風しん予防接種費用の助成

**実施期間** 4月1日～平成27年3月31日

**対象** 市内に住民票のある、①②に該当する低抗体の方

①16歳以上50歳未満の妊娠を希望している女性

②抗体検査の結果が低抗体である妊婦の配偶者等

❖②は事実上婚姻関係にある方を含む。

❖平成25年度の費用助成を受けた方は除く。

**費用** ①無料 ②4,600円 ※①②とも助成回数1回

**接種方法** ①の方は実施医療機関に予約のうえ、健康保険証または運転免許証と、低抗体であることを証明するものを持参。②の方は保健所での事前手続きが必要。

❖実施医療機関などは和歌山市感染症情報センターHP (<http://www.kansen-wakayama.jp/>) をご覧ください。

❖原則、市内実施医療機関で受診してください。市外での検査・接種を希望される方は、必ず保健対策課までご相談ください。

## 麻しん（はしか）に注意

幼児の麻しん（はしか）感染が、3月に入ってから複数報告されています。麻しん（はしか）は高熱と発疹を特徴とする、感染力の強い病気です。肺炎や脳炎を合併し、重い後遺症を残すこともあります。予防には麻しん風しん混合ワクチンの接種が効果的です。なるべく早めの接種をお勧めします。

### 無料接種の対象

【1期】1歳児（1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで）

【2期】小学校就学前の1年間（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）  
※平成26年度

## B C G 予防接種が個別接種に

4月1日からBCG予防接種は医療機関での個別接種になりました。保健センターでの集団接種はありません。

# 2 郵便等による不在者投票

選挙管理委員会事務局 Tel 435-1145

## ●不在者投票のための「郵便等投票証明書」を交付します

**対象** ①次の内容の身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方

【身体障害者手帳】 両下肢・体幹・移動機能の障害（1・2級）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害（1・3級）免疫・肝臓の障害（1～3級）の方  
【戦傷病者手帳】 両下肢・体幹の障害（特別項症～第2項症）、内臓機能の障害（特別項症～第3項症）

②介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

**利用方法** あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、選挙時には、投票用紙等を請求してください。※証明書の有効期限は、①は7年、②は介護保険被保険者証の有効期限と同じ。

**交付手続** 選挙管理委員会事務局へ、身体障害者手帳か戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証を持参（代理の方でも可）。※有効期限切れや紛失の場合は再度手続が必要。

## ●選挙公報内容の音声版をお届けします

障害のある有権者の方に、選挙公報内容の音声テープと、点字シールを貼付した投票所入場券を、選挙時に送付します。利用には登録が必要です。一度登録すれば、選挙ごとに送付されます。

**登録先** 選挙管理委員会事務局

## ●代理記載人制度

投票用紙の請求書や投票用紙への記載ができない場合に、指定した代理記載人（選挙権を有する方に限る）による代理記載で投票できます。

**対象** 郵便等による不在者投票の対象者で、次の①か②に該当する方

①身体障害者手帳（上肢・視覚の障害1級）をお持ちの方

②戦傷病者手帳（上肢・視覚の障害 特別項症～第2項症）をお持ちの方

**申請先** 選挙管理委員会事務局

各種申請書は、選挙管理委員会事務局（商工会議所1階）で配布または市HPからダウンロード可。